

# ご存じですか？

## 障害児福祉手当と特別障害者手当

在宅で暮らし、重度の障がいにより日常生活に常時介護を必要とする人へ、国の手当制度があるのをご存じでしょうか？今号では、障害児福祉手当と特別障害者手当の2つの制度をご紹介します。

### 障害児福祉手当

#### 対象となる人は？

障害児福祉手当の対象者は、精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする**20歳未満**の人です。

障がいの程度は、右表の**いずれかに**該当すると認められた人が対象となります。

ただし、下表の受給できない事由に該当する場合は受給できません。

受給できない事由	
1	障害を支給事由とする公的年金を受けているとき(障害厚生年金など)
2	児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所しているとき(障害者支援施設、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設など)
3	手当を受ける人、その配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定金額を超えるとき

支給の対象となる障がいの程度	
1	両眼の視力の和が0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	1～7に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が1～7と同程度以上と認められる状態であって、日常生活で常時介護を要するもの
9	精神の障害であって、1～8と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が1～9と同程度以上と認められる程度のもの

#### 支給される手当額は？

手当額は、**月額1万4650円**です。毎年2月、5月、8月、11月に支払月の前月までの分が支払われます。

**◆特別児童扶養手当と併給が可能です**

特別児童扶養手当は、身体などに重度・中度の障がいを持つ20歳未満の人を養育している扶養者へ支給される国の手当制度です。

扶養者が特別児童扶養手当を受給中でも、その対象者は障害児福祉手当を申請することができますが、支給される障がいの程度に違いがあるため支給基準に該当しない場合があります。

#### 認定申請に必要なものは？

障害児福祉手当の申請に必要なものは、下記の通りです。受給の対象となる障がいの程度がある人でも、認定を受けてからでないと手当を受け取ることはできません。

- ▶ 印鑑、通帳(手当を受ける人)
- ▶ 世帯全員分の住民票の写し(続柄、本籍の記載を省略しないもの)
- ▶ 指定された様式に医師が記載した診断書(身体障害者手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている人は省略できる場合があります)
- ▶ 身体障害者手帳、療育手帳など(交付を受けている人のみ)
- ▶ マイナンバーカードもしくは通知カード(手当を受ける人、その配偶者や扶養義務者分が必要です)
- ※ 他にも必要となる書類がある場合があります。

### 特別障害者手当

#### 対象となる人は？

特別障害者手当の対象者は、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別な介護を必要とする**20歳以上**の人です。

障がいの程度は、右表の**2つ以上、またはそれと同程度以上**に該当すると認められた人が対象となります。ただし、下表の受給できない事由に該当する場合は受給できません。

受給できない事由	
1	障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所しているとき
2	特別養護老人ホームなどに入所しているとき
3	病院、診療所に継続して3カ月を超えて入院しているとき
4	手当を受ける人、その配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定金額を超えるとき

#### 支給される手当額は？

手当額は、**月額2万6940円**です。毎年2月、5月、8月、11月に支払月の前月までの分が支払われます。

#### ◆高齢年金や障害年金と併給が可能です

高齢年金とは、国民年金や厚生年金の加入者であった人の老後の保障として給付される年金のことです。障害年金とは国民年金や厚生年金の加入者が、病気やけがによって生活や仕事などに制限されるようになった場合に受け取ることができる年金のことです。

高齢年金や障害年金を受給中でも、特別障害者手当を申請することができますが、支給される障がいの程度に違いがあるため支給基準に該当しない場合があります。

#### ◆在宅扱いの介護施設は受給が可能です

グループホームや住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などは、施設を利用していても在宅の扱いとなります。入居している人でも、支給要件に該当する場合は特別障害者手当を受給することができます。

支給の対象となる障がいの程度	
1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢の全ての指を欠くものもしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	1～5に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が1～5と同程度以上と認められる状態であって、日常生活で常時特別な介護を要するもの
7	精神の障害であって、1～6と同程度以上と認められる程度のもの

#### 認定申請に必要なものは？

特別障害者手当の申請に必要なものは、下記の通りです。受給の対象となる障がいの程度がある人でも、認定を受けてからでないと手当を受け取することはできません。

- ▶ 印鑑、通帳(手当を受ける人)
- ▶ 世帯全員分の住民票の写し(続柄、本籍の記載を省略しないもの)
- ▶ 指定された様式に医師が記載した診断書
- ▶ 身体障害者手帳、療育手帳など(交付を受けている人のみ)
- ▶ 年金証書や振込通知書など現在受給している全ての年金の記号・番号が分かるもの(年金受給者のみ)
- ▶ 通帳など、現在受給している全ての年金額が分かるもの(1月から6月までの期間に請求するときは前々年、7月から12月までの期間に請求するときは前年に受給していた額。年金受給者のみ)
- ▶ マイナンバーカードもしくは通知カード(手当を受ける人、その配偶者や扶養義務者分が必要です)
- ※ 他にも必要となる書類がある場合があります。

手続きに必要な診断書や認定請求書などの指定された様式は、下記の窓口にて備え付けてあります。

**■問い合わせ先**  
市役所地域福祉課障がい福祉係(☎・内線1109)